資料3

中期目標の記載	中期計画の記載	中期計画の取組	数値目標	実績値(R6)	R10目標値	強化プランR9目標
第２　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
１ 地域に必要な二次医療提供体制の確保						
（１）二次救急及び小児救急医療体制の堅持						
地域住民の安心と安全を守るため、今後の医療需要の動向を注視しながら、伊賀地域基幹３病院による二次救急輪番制と２４時間３６５日の小児救急医療体制を堅持すること。なお、市や医師会と協力し、二次救急医療の適正利用の促進、かかりつけ医の重要性等について、市民への丁寧な説明と情報提供を行うこと。	市内で唯一の二次救急医療機関として、地域住民が安心して生活するための基幹となる救急医療を提供するため、二次救急及び小児救急医療体制の体制を確保する。	・二次救急医療体制の確保 ・小児救急医療体制の確保 ・救急部門の多職種連携 ・救急医療、二次医療の啓発活動	・救急車受入件数（年） ・救急応需率 ・救急救命士の配置数	2,671人 95.0% 1人	2,750件 98.0% 3人	- 97.0% -
（２）がん、心疾患、脳卒中等の医療需要に応じた診療機能の強化						
がん、心疾患、脳卒中等の診療機能を強化するため、大学病院等の高度先進医療を実施している医療機関と連携した診療体制を充実させること。また、人口動態や疾病構造の変化に基づく医療需要の動向を踏まえ、伊賀地域基幹３病院それぞれの専門性に応じた役割分担と連携体制を更に推進し、地域完結型の医療提供体制の構築に寄与すること。	全国的に患者が多く死亡率が高い疾病であるがん、心疾患及び脳卒中の診療機能を強化し、引き続き、地域の医療提供体制の下で二次医療（セカンダリ・ケア）を提供できる体制を確保する。	・心疾患診療の充実 ・脳卒中診療の充実 ・がん診療の充実 ・伊賀地域基幹３病院の連携	・冠動脈CT検査 ・経皮的冠動脈形成術及びステント留置術 ・経皮的カテーテル心筋焼灼術 ・超急性期脳卒中加算 ・手術室で実施した手術件数 ・（うち消化器センター手術数（緊急）） ・（うち がん手術数） ・消化器センター　外来化学療法件数 ・がん登録件数	207件 88件 148件 12件 1,085件 287件(28件) 49件 286件 285件	255件 150件 180件 24件 1,320件 330件(40件) 80件 350件 360件	- - - - 1,600件 - - - -
（３）地域医療機関との役割分担と連携強化の推進						
地域の中核病院としての役割を果たすため、以下の点を含め、地域医療連携部門の充実を図り、円滑な役割分担と連携を一層強化すること。 ア 紹介率・逆紹介率の向上を図ること。 イ 医療機器等の共同利用を促進すること。 ウ 地域の医療需要に応じた専門診療科の充実を図ること。	地域医療支援病院として地域全体の医療の質の向上を図るため、地域の医療機関をはじめとする関係機関との役割分担と連携体制を強化する。	・紹介・逆紹介の推進 ・病診連携の推進 ・専門診療科の充実 ・地域医療連携部門の強化 ・検診等の充実 ・内視鏡検査及び治療の充実 ・小児科診療の充実	・紹介率（件数） ・逆紹介率（件数） ・病診連携による医療機器の利用件数 ・専門診療科の設置数 ・平均在院日数 ・内視鏡による検査の件数 ・内視鏡による治療の件数 ・（うち胆管膵管内視鏡(ERCP)の件数） ・小児延べ入院患者数	68%（6,035件） 70%（5,554件） 2,360件 10診療科 13.2日 1,367件 276件 60件 1,052人	76%（6,500件） 75%（6,000件） 2,700件 15診療科 12.5日 1,800件 320件 80件 1,460人	67.0% 58.0% - - 12.0日(急性期のみ) - - -
（４）高齢社会に対応した医療機能の充実						
地域の医療機関や介護サービス事業所と連携、役割分担の上、在宅復帰を支援し、 高齢社会に対応した医療機能の充実を図ること。	人口構造と疾病構造の変化により、高齢患者の特性に応じた診療体制の構築が求められるため、リハビリテーション等の在宅復帰機能や在宅医療の充実を図る。	・総合診療科の充実 ・在宅復帰機能の強化 ・整形外科の充実 ・眼科の充実	・在宅復帰率（急性期） ・訪問診療件数 ・介護連携指導料算定件数 ・リハビリテーション実施単位数 ・大腿骨近位部の骨折治療手術 ・水晶体再建術	95% 47人 192件 38,536単位 104件 197件	95% 120人 300件 42,000単位 120件 240件	- - - - - -
（５）災害時や新興感染症発生時に備えた体制の確保						
市民の安心と安全に繋がる医療提供が継続できるよう、平時から必要な人的・物的 資源を整備する等の対策を講じること。また、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）を有する災害拠点病院として、県や市が実施する災害対策等に協力すること。	災害や新興感染症発生時の医療提供は、あらゆるケースを想定した体制確保を図る必要があるため、平時からの体制整備と十分な訓練を行う。	・災害時のDMAT体制整備 ・新興感染症発生に備えた対応	・DMAT訓練実績 ・日本DMAT隊員の資格者数 ・感染症対応訓練実績	年2回 8人 年1回	年2回 12人 年1回	- -
２　医療水準の向上						
（１）医療従事者の確保と専門性の向上						
医療従事者の離職が社会的な課題となっているため、計画的な確保及び定着を最優先課題として取り組むこと。また、地域や市立病院に必要となる優秀な職員を育成するため、それぞれの職種に応じた専門性の向上、教育・研修体制の充実、専門資格取得の支援等を行うこと。	患者に良質な医療を提供するため、優秀な医療従事者の確保に向けた処遇改善と教育研修の取組を実施する。特に看護師については、働きやすい職場環境の整備とキャリアアップ支援に取り組み、働く看護師それぞれが思い描く「なりたい看護師」を目指せる組織を構築します。 また、中期目標で掲げる持続可能な医療提供体制を支える強固な経営基盤の確立に向けて、収益への影響が大きい病床稼働率の改善が必要となるため、採用強化と勤務環境の改善により看護師を確保することで、看護師不足による病床制限を段階的に解除することを目指す。 そのため、本計画では、看護師の採用強化と離職対策を最優先に取り組むべき課題とし、令和10年度に病床稼働率70%を達成するための必要数を目標として取組を進める。なお、離職対策のための勤務環境改善の取組は、P18「働きやすい就労環境の整備」に記述している。	・教育研修センターの設置 ・チーム医療の充実 ・医療従事者の専門性の向上 ・看護師等の確保対策 ・薬剤師の確保対策	・常勤医師数 ・非常勤医師数 ・看護師数 ・看護職員数（看護補助者を含む）	34人 18人 141.9人 170.5人	35人 20人 164人 193人	- - - -

中期目標の記載	中期計画の記載	中期計画の取組	数値目標	実績値(R6)	R10目標値	強化プランR9目標
（2）医療機器等のインフラ整備						
医療サービスの質を高め、地域医療の信頼性の向上を図るため、地域の医療需要に応じた質の高い医療機器等を導入すること。その際、費用対効果の検証を行い、適正な整備に努めること。	医療機器等の整備は、医療の質の確保と医師の充足のために必要不可欠であるが、収入と費用の両方で多大な影響を与えるため、費用対効果を検証して計画的な整備を図る。	・費用対効果の検証 ・高額医療機器の計画的整備				
（3）医療安全管理対策の徹底						
院内感染防止及び医療安全管理に関する情報の収集及び分析を行う体制を構築し、 職員全員が医療安全管理対策を徹底すること。	患者が納得して医療を受けられるよう、双方向の信頼関係構築が重要であることから、クリニカルパスを活用した医療の標準化や患者満足度にかかるベンチマーク分析の手法を用いて、患者サービスを含めた医療水準の向上に努める。	・医療安全管理対策の実施 ・院内感染対策の実施 ・患者のハラスメント対策				
3　患者サービスの一層の向上						
（1）患者中心の医療の提供						
患者の権利擁護の観点から、患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントの徹底を図ること。また、患者相談窓口の更なる充実、セカンド・オピニオン制度の有効活用の推進を図ること。	患者が納得して医療を受けられるよう、双方向の信頼関係構築が重要であることから、クリニカルパスを活用した医療の標準化やベンチマーク分析の手法を用いて、患者サービスを含めた医療水準の向上に努める。	・患者相談体制の充実 ・セカンドオピニオンの推進 ・クリニカルパスの充実 ・医療の質の可視化	クリニカルパスの数、適用件数	31個（841件）	60個（1,500件）	-
（2）患者の利便性の向上						
マイナンバーカードの健康保険証利用の更なる促進その他デジタル技術の活用等を 含め、それぞれの患者に応じた利便性の向上を図ること。また、ボランティア等を進んで受け入れ、患者の利便性の向上に繋げること。	患者が受診する際のストレスを軽減するため、外来待ち時間の短縮、デジタル技術を活用した手続きの負担軽減、患者に寄り添う病院ボランティアの活用等に取り組み、利便性の向上を図る。	・外来待ち時間の短縮 ・マイナ保険証の普及啓発 ・患者に寄り添う病院ボランティアの受入	・外来患者の平均滞在時間 ・マイナ保険証利用率	1時間38分 33%	1時間20分 70%	- -
（3）院内環境の整備						
患者のプライバシー確保に配慮した快適な院内環境を整備するため、施設、設備等の改修を計画的に実施すること。	患者のプライバシーが保たれた快適な療養環境を整えるため、緊急性や耐用年数に応じて優先順位を付けて、施設改修及び設備更新を実施する。	・患者プライバシーの配慮 ・施設設備投資計画の策定				
（4）職員の接遇向上						
多様な患者ニーズに応じたサービスを提供するため、全ての職員に対し、法人が求める医療サービスの提供者としての行動を指針として明確に示し、接遇の向上に努めること。また、定期的に患者満足度調査を実施し、一層のサービス向上と業務改善の取組を進めること。	職員全員が医療サービスの提供者としての意識を持ち、患者に寄り添い信頼を得るため、指針となる職場理念を定め行動することで、接遇の向上に努める。また、定期的に患者満足度調査を実施し取組の効果を検証し対策を行う。	・職員基本方針と職場理念の策定 ・患者目線の環境改善 ・職員の接遇力向上	・外来患者満足度 ・入院患者満足度	68.0% 81.3%	80.0% 90.0%	70.0% 85.0%
（5）市民に対する積極的な情報発信						
市民に選ばれる病院となるよう、診療内容や病院間の連携体制について、ホームページや広報誌を通じて周知を図ること。 また、市民が自身の健康管理に積極的に取り組めるよう、市立病院が診療等を通じて蓄積した健康、疾病予防その他専門医療等の情報を活用し、市民公開講座の開催やホームページ、ＳＮＳ等による情報発信をすること。	積極的な情報発信は、市民の医療アクセスへの利便性を高めるとともに、経営においても重要な戦略となることから、多様なＰＲの手法を実践し「名張市立病院ブランド」の創造を目指す。	・名張市立病院ブランドの創造 ・病院紙の発行 ・市民公開講座等の実施	・病院広報紙発行回数 ・市民公開講座の開催件数	- 年1回	年4回 年1回	- -
第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項						
1　地方独立行政法人の内部統制						
（1）組織と運営管理体制の確立						
市立病院が中期計画及び年度計画を着実に達成できる管理体制を確立するため、理事会や事務局等の体制を整備するとともに、組織内における権限と責任の明確化により、効率的かつ効果的な管理運営体制を構築すること。 また、自律的かつ弾力的な組織とするため、部門間の連携を強化し、迅速かつ的確な意思決定を支える体制の整備を図るとともに、組織内における不正を早期に発見するため、内部通報制度の整備及び周知をすること。	地方独立行政法人の特長は、中期計画及び年度計画に基づく業務実施と評価により継続的に業務改善を図り、組織の自主性と迅速性を発揮することにあることから、経営責任を負う理事会の指示系統を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行える組織体制を構築する。また、監事監査や内部統制室による内部監査を実施する組織体制を構築する。	・理事会を中心とした経営体制 ・会計監査と業務監査の実施 ・内部統制室の設置 ・内部通報、外部通報制度の整備				

中期目標の記載	中期計画の記載	中期計画の取組	数値目標	実績値(R6)	R10目標値	強化プランR9目標
（２）個人情報保護及び情報セキュリティ対策の徹底						
個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の法令に基づき、個人情報の適正な取り扱いを徹底すること。また、医療法施行規則(昭和２３年厚生省令第５０号)第１４条第２項及び医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、サイバーセキュリティの確保及び医療情報を安全に管理するために必要な措置を徹底すること。	個人情報を含む医療情報の安全管理対策を講じるとともに、情報セキュリティ研修等を通じた職員教育を行う。また、全国的に医療機関を対象としたサイバー攻撃による被害が報告されているため、未然防止に向けた必要な対策を講じる。	・医療機関を標的としたサイバー攻撃への対策 ・情報セキュリティポリシーの策定				
（３）コンプライアンスの徹底						
信頼される医療機関としての責務を果たすため、以下の点を一層推進すること。 ア 患者の安全と医療の質を向上させるため、関係学会等が示すガイドラインの正しい理解と実践に努めること。 イ 法令や組織規範を厳守し、全ての職員が職員倫理に即した行動を取ること。 ウ 全ての職員が安心して働ける環境を整えるため、ハラスメント根絶のための教育と啓発活動を強化すること。	組織のコンプライアンスの確保のため、全ての役員及び職員が遵守すべき事項を就業規則等の規定で明記する。また、職場のハラスメント根絶に向けて、報告及び調査を実施する委員会を設置するとともに、職員への研修実施や相談体制の構築に取り組む。	・コンプライアンスの確保 ・ハラスメント委員会の設置 ・ハラスメント相談窓口の設置				
（４）業務改善に取り組む組織風土の醸成						
職員一人一人の意見やアイデアを業務運営に反映させるプロセスを確立し、業務改善に取り組む組織風土を醸成すること。	組織全体で業務改善に取り組む風土を醸成する必要があるため、職員のアイデアを評価して実行する体制を制度化する。	・若手職員からの提案の仕組み ・職員表彰制度の導入				
２　効率的かつ効果的な業務運営						
（１）適切かつ弾力的な人員配置						
職員のスキルや適性を最大限に生かすため、職員を適切かつ弾力的に配置し、医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応すること。	法人への移行を契機として、既存の部門も含め組織の見直しを行い、より効率的に業務を遂行できる組織体制を構築する。	・職員基本方針と職場理念の策定 ・コメディカル部門の再編 ・透析室のセンター化				
（２）事務部門の強化						
病院の事務に精通した職員を確保し、診療情報の管理及び分析の専門能力を有する事務職員を増員、育成することにより、事務部門の職務能力の向上を図ること。これにより、経営管理機能を強化するとともに病院経営の効率化を図ること。	理事会が経営に関し迅速に意思決定できるよう、適切に経営を分析し報告できる体制を構築する必要があることから、事務部門の体制強化を図る。	・経営企画課の設置 ・経営分析機能の強化				
（３）人事評価制度の構築						
職員の努力が適正に評価され、実績が的確に反映される人事評価制度の構築を目指すこと。本制度の構築に際しては、職員の意欲を高められるよう、職員と共に段階的に構築すること。	地方独立行政法人の柔軟性を生かし、公平性と透明性を確保しつつ、職員がやりがいを持って従事できるよう、新たな人事評価制度と処遇に反映する仕組みを構築する。	・法人独自の人事評価制度 ・主任チャレンジ制の導入 ・昇任採用選考委員会の設置 ・業績連動手当の検討開始				
（４）働きやすい就労環境の整備						
医療機関の経営にとって、職員一人一人の力は、大変重要である。法人は、その力を十分に発揮できるよう、働きやすい就労環境を整備するため、精神面を含めた健康管理の体制を構築し、定期的な職員満足度調査を実施するほか、効果的な機器等の整備、デジタル技術の活用、適切な労働時間管理及び各種休暇制度の充実その他の取組を実施すること。	良質な医療サービスの提供に向けて、職員が働きやすい就労環境の整備は必要不可欠であるため、就労に係る規程の整備や福利厚生の充実による制度面の見直しと、業務効率化による運用面の見直しの両面で改善を図る。	・多様な働き方ニーズへの対応 ・有給休暇取得率向上 ・職員やりがい度調査の実施 ・職員の福利厚生受診・相談 ・子育てと仕事の両立支援 ・「女性が働きやすい医療機関」の認証	・職員やりがい度 ・有給休暇取得率（平均）	- 49.5%	同規模病院の平均 60.0%	- -
（５）予算の弾力化						
中期目標及び中期計画の範囲内で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的かつ効果的な事業運営に努めること。	地方独立行政法人は、中期目標期間において予算、収支計画及び資金計画を策定するため、期間内において弾力的な予算運用が可能であり、経理や契約についても、会計基準等の法令に従って独自の規程を定めることが可能となることから、運用面の効率化が図られるよう制度設計を行う。	・経理や契約ルールの効率化				
（６）名張市立看護専門学校の充実と強化						
最新の医療知識と技術を学べるカリキュラムの導入や市立病院との相互協力体制を更に強化し、実習環境の整備等、実践的なスキルが身に付けられるよう取り組むこと。	名張市立看護専門学校は、地域の医療従事者を養成するという目的の下で開設した学校であり、引き続きその役割を果たす必要があるため、学生数の確保を図り、病院との連携により教育を充実し、地域で求められる優秀な看護師を養成する。	・学生の確保 ・市立病院との連携	新年度入学生見込み数 名張市立病院への就職者数	16人 9人	20人 18人	-

中期目標の記載	中期計画の記載	中期計画の取組	数値目標	実績値(R6)	R10目標値	強化プランR9目標
第４　財務内容の改善に関する事項 １ 収支の改善						
公立病院としての使命を果たし、持続的な経営基盤を確立するため、理事長のリーダーシップの下、医療環境の変化に的確かつ迅速に対応しながら、次に掲げる取組を推し進め、中期目標を着実に達成すること。その際、経営分析や計画の進捗状況の定期的な把握を行い、継続的な改善を実施する中で、全ての職員の経営感覚とコスト意識を高め、経営マインドの醸成を図ること。	法人の財務の健全化を図り、持続可能な経営を行っていくため、計画の最終年度である令和10年度までに経常収支比率及び修正医業収支比率の改善を図る必要がある。このため、中期計画の各項目について組織全体で共有し職員の「経営マインド」を高める。 より長期的な持続可能な経営を志向するため、第1期では人員確保や職場環境の改善等による組織の基盤づくりを最優先に取り組み、より良い経営状態で次期中期計画に引き継ぐことが重要である。		・取組効果額の合計 ・経常収支比率 ・修正医業収支比率	- 86.2% 78.0%	200,000千円 99.4% 89.9%	- 100.1% 90.9%
（１）収入の確保						
病床利用率及び高度医療機器の稼働率向上を図り、収入を確保すること。また、診療報酬の改定や健康保険法（大正１１年法律第７０号）等の改正への的確な対処、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収その他の取組に努めること。	医療機関における収入の中核となる医業収入を確保するため、入院及び外来診療単価並びに病床稼働率の向上に向けた取組を推進します。	・ハイケアユニット病床の導入 ・収益性の高い施設基準 ・DPC機能強化係数の向上 ・査定返戻チェックの徹底 ・未収金対策	・入院収益 ・病床稼働率 ・入院診療単価 ・外来収益 ・1日平均外来患者数 ・外来診療単価 ・レセプト査定率（査定率）	2,976百万円 67.0% 60,846円 1,046百万円 276人 15,603円 0.5%(0.37%)	3,446百万円 70.0% 67,448円 1,178百万円 311人 16,486円 0.4%(0.20%)	3,430百万円 78.3% 60,000円 1,050百万円 - 14,300円 -
（２）費用の節減						
複数年契約等の多様な契約手法の活用、後発医薬品採用の一層の促進、医薬品及び医療材料の在庫管理の徹底、委託業務の見直しその他の取組により、費用の節減を図ること。	費用の節減は、収入の確保と並び収支改善に向けた重要なアプローチであることから、病院で購入する診療材料及び薬品について、他病院とのベンチマークを通じた価格交渉や、費用対効果の検証、在庫管理の効率化により支出の適正化を図る。	・支出管理の徹底 ・物流管理、在庫管理の改善 ・デジタル機器を活用した業務効率化	・医業収益対給与費比率 ・医業収益対材料・薬品比率	72.6% 22.6%	60.8% 22.0%	60.4% 17.4%
（３）運営費負担金						
運営費負担金は、市民にとって不可欠な政策医療を継続していく上で必要となることから、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第８５条第１項の規定により、設置団体である市が負担する。ただし、その財源が市民の負担により支出されていることを十分に認識した上で、法人の収入をもって事業の継続が困難であると認められる経費等について市と協議し、適切な額を中期計画に計上すること。その際、 使途を明確にし、市民から理解が得られるような経営を行うこと。	設立団体である市が負担する運営費負担金は、市が医療提供体制を確保するために、法人が実施する救急医療や小児医療等の政策医療の経費の一部を負担するものであり、公共サービスの受益者である市民が負担した市税等の一般財源が含まれる。 そのため、切れ目のない政策医療の提供を通じて市民に還元する必要があることを認識し、市との取り決めにより定める運営費負担金基準に基づき、適切な額を中期計画等に計上する。 また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のためのものとする。	・自律的かつ計画的な経営推進				
第５　その他業務運営に関する重要事項 １　地域の医療水準向上への貢献 （１）地域関係機関を対象とした講演会や研修会の開催						
地域に必要な医療技術や知識等の情報を活用した講演会及び研修会を定期的に開催し、医療水準の向上を図ること。	地域の中核病院として、地域の医療従事者を対象とした講演会や研修を定期的に実施し、地域全体の医療の水準向上に資する取組を実施する。	・病診連携の推進（再掲）				
（２）地域で活躍できる医療従事者の養成						
大学等の医療人材の養成機関から医師、看護師、薬剤師等の実習を積極的に受け入れ、地域医療の特性や地域住民のニーズ等に応じた柔軟な対応力を育むことができる教育研修機能の充実を図ること。	大学等の研修医及び実習生の教育研修に積極的に協力し、地域の医療ニーズや求められる医療従事者としての実践教育を通じて、将来的に地域で活躍できる医療従事者の養成に努める。	・基幹型臨床研修病院の指定 ・教育研修センターの設置（再掲）	・研修医の人数 ・実習生の受入者数（医学生） ・実習生の受入者数（その他）	2人 年9人 年13人	4人 年12人 年17人	- - -

中期目標の記載	中期計画の記載	中期計画の取組	数値目標	実績値(R6)	R10目標値	強化プランR9目標
2　市及び県の施策への協力						
（1）名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づく取組の継続						
名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づき、地域の医療を支え、保健・医療・ 福祉の連携を強化し、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの充実を図るという市の取組に協力すること。また、産科医療提供体制等、市が抱える課題解決に向けた医療施策については、今後も引き続き市、医師会等に協力し、検討すること。	設立団体である市と法人は、地域で持続可能な医療提供体制を確保するという共通の目的を有することから、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの充実や周産期医療提供体制の充実に向けて、引き続き協力して取り組む。	・名張市の地域包括ケアシステムへの協力 ・周産期医療施策への協力				
（2）広域的な地域医療体制の確保						
広域的な地域医療体制の確保のため、引き続き主体的な役割を果たし、県が策定する「第８次三重県医療計画」及び「三重県地域医療構想」の実現に向け協力すること。	二次医療圏及び地域医療構想区域の医療提供体制の確保について、法人が取組主体の一角であることを十分に認識し、より中長期的な医療ニーズを見据えた体制構築や県の施策への協力を続けていく。	・医療計画及び地域医療構想への協力 ・地域医療連携推進法人の活用				